二	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
三	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
四	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
五	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
六	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
七	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
八	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
九	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

四	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	い、渡船施設、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りようを除く。）並びに道路整備特別措置法第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するもの（指定区間内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び直轄高速道路で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものとして総務大臣が通知した延長。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更若しくは指定都市の指定により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、この表中一のただし書の規定を準用する。
五	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
六	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
七	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十一	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］